

会社透明化法の施行に伴う、実質的所有権（Beneficial Ownership）

情報の報告義務について

会社透明化法（Corporate Transparency Act、略称「CTA」）は、2021年に発効した国防権限法の一部として制定された法律で、マネーロンダリング、税金詐欺等の悪質行為の防止の一環として、**報告対象会社について、実質的に所有、あるいは支配している個人の受益者所有情報（Beneficial Ownership Information、略称「BOI」）を取得することを目的**としています。

報告先の機関は**米国財務省金融犯罪捜査網（FinCEN）**で、報告義務対象会社の範囲は多岐に亘り、外国籍の法人等も含まれます。

2024年1月1日のCTA施行に伴い、**2023年末までに設立、登録された対象法人については、2024年末（2025年1月1日）までの期限内に最初の報告を行う義務があります。**

※2024年の設立・登録法人は、設立、登録日から90日以内に、2025年以降の設立・登録法人：設立、登録から30日以内に報告が必要です。

また、初回報告以降、報告情報に変更があった場合は、変更から30日以内に報告書の修正を提出する必要があります。

報告義務会社とは

州法務局（Secretary of State、略称「SOS」）及び同等の機関に登録された、以下の法人、事業体が対象となります。

- 米国内で設立された法人（S Corporationを含む）、有限会社（LLC）、リミテッド・パートナーシップ
- 米国内での事業を目的に登録された外国籍の法人やLLC、事業体（**事業実体の有無を問わず**）
- 米国銀行に口座を持つ外国籍の法人やLLC、事業体（**事業実体の有無を問わず**）

※個人事業主、信託、およびゼネラルパートナーシップは報告義務対象外です。

また、次の法人、事業体は報告を免除されます。

- ① 上場企業、銀行、信用組合、証券ブローカー/ディーラー、公認会計士事務所、非課税事業体、特定の非活動事業体
- ② 以下の条件を満たした特定大規模事業体
 - a) 米国内で20人以上の従業員を雇用していること。
 - b) 前年の確定申告で500万ドル以上の総収入（または売上）を計上していること。
 - c) 米国内に物理的に存在すること。

対象となる実質受益者とは

以下のような要件を満たす、報告義務会社の関係個人を指します。

- ① 対象会社の**所有権（利益持分、転換社債、持分取得オプション等）を 25%以上**直接的または間接的に所有し支配する個人
- ② 会社に対して**実質的な支配力を行使可能**な個人（**所有権の有無を問わず**）
上級役員（社長、CEO、COO、CFO、GC（法務顧問）等）
上級役員および取締役会のメンバーを任命または解任する権限を持つ個人
- ③ 会社設立申請者
法人登記書類の作成、提出者（弁護士等）を指します。
※2023年以前の設立、登録会社は、会社設立申請者の個人情報を報告する必要はありません。

実質的所有権情報とは

提出が必要な実質的所有権情報(Beneficial Ownership Information、「BOI」)は、**対象個人の法的氏名、生年月日、報告時点の登録住所及び公的身分証明書（ID 番号記載ページの画像を提出）**となります。

提出可能な公的身分証は以下の通りです。

- 米国人：有効期限内のパスポート、州の運転免許証、または政府発行の ID カード
- 外国人：有効期限内のパスポート

FinCEN 識別名 (FinCEN ID)とは

個人および報告会社が申請可能な **FinCEN 発行の識別番号**のことで、実質的所有者または報告会社に要求されるものと同じ情報を提出することによって取得が可能です。

FinCEN ID 以下のような個人に適しており、有用です。

- FinCEN に（報告会社経由ではなく）個人情報を直接送信することを希望する個人
- 複数の報告会社の実質的所有者
- 会社設立申請者として情報を提供する必要がある個人

実質的所有権情報は、最初の報告以降も、変更があった場合は 30 日以内に修正報告が必要であるため、**これらの報告義務を適切に対処、順守できるシステムを導入することが不可欠**です。

最初の報告書、更新された報告書の提出を意図的に怠った場合、また報告が遅れた場合の罰金は、1 日あたり 591 ドル、最高 10,000 ドル、および最高 2 年の懲役となっています。